

## 会員規約

### 第1条（総則）

この「会員規約」（以下「本規約」という。）は、東京都が、「共存共栄を図るベンチャー育成事業」運営業務において運営する「NEXs Tokyo Project /Nexus Ecosystem Xs Tokyo Project（ネックス・トウキョウ プロジェクト、総称：ネクサス エコシステム クロス トウキョウ プロジェクト）」（以降「本事業」という。）の規則を定めるものである。

### 第2条（名称）

本事業において組成するコミュニティの名称を「NEXs Tokyo/Nexus Ecosystem Xs Tokyo（ネックス・トウキョウ、総称：ネクサス エコシステム クロス トウキョウ）」と称する。また、本コミュニティにおける会員の名称を「NEXs Tokyo 会員」（以下「本会員」という。）と称する。本会員は、支援施設であるコミュニティスペース（以下「本拠点」という。）とオンラインコンテンツである「オンラインサロン」を利用することができる。

### 第3条（目的）

本事業は、更なる成長を目指して新たな試みに挑戦する全国各地のスタートアップと、国内外でイノベーションの促進に取り組む多種多様なヒト・事業・組織を有機的に結びつけ、全国各地そして世界に広がる実質的な事業の組成を支援することを目的とする。

### 第4条（事務局）

東京都は本事業の事務を行うため、事務局を設置する。

2 東京都は事務局業務を委託する。委託を受けた事業者は、本規約に定める全ての規定の遂行に関して、都の代行者としての権限を有するものとする。

3 事務局は本拠点内に置く。

### 第5条（提供するサービス）

本事業は、第3条の目的を達成するため、会員に次に掲げるサービスを提供する。

- ① マッチングコンシェルジュによる連携事業実現に向けた活動サポート
- ② コミュニティマネージャーによる本拠点並びにオンラインサロンでの会員同士の交流促進に資する活動サポート
- ③ E-Mail、SNS、本拠点並びにオンラインサロンの各種機能を活用した情報・ノウハウ・ネットワークの提供
- ④ 本拠点並びにオンラインサロンにおけるイベント・セミナー・アクセラレーションプログラム等の開催
- ⑤ 本拠点における施設機能（例：ワーキングスペース、イベントスペース、会議スパー

## 一般公開用

ス) の提供

- ⑥ その他本事業の目的を達成するために必要な活動のサポート（例：会員による各種イベントの自主開催・協働開催支援、本拠点におけるイベント時の託児サービスの提供）（ただし託児サービスに関しては、別途定める「託児サービス規程」に基づく。）

2 本事業は、第3条の目的を達成するため、第14条に違反しない範囲内で、会員以外の個人・団体のうち希望者に対して以下のサービスを提供する。

- ① 本拠点の視察・見学
- ② 本事業との連携可能性、スタートアップの育成やイノベーション創出による東京と全国各地の共存共栄等に関するヒアリングや具体的なアクションに向けた助言
- ③ 本拠点並びにオンラインサロンにて開催するイベント・セミナーへの参加受入
- ④ 本拠点におけるイベントスペースの貸出  
（ただし貸出要件と貸出可否に関しては、別途定める「イベントスペース貸出規約兼使用許可申請書」の受付ののち判断する。）
- ⑤ E-Mail、SNS を活用した情報の提供

3 東京都は、提供するサービスの内容を変更することができる。変更がある場合には、その1カ月前までに本拠点での掲示及び公式ウェブサイトにて変更内容を告知することとする。

4 本拠点の利用に関しては、別途定める「コミュニティスペース利用規約」に基づく。また、オンラインサロンの利用に関しては、同じく別途定める「オンラインサロン利用規約」に基づく。

### 第6条（会員）

本事業の会員種別は、次の各号に定める団体ないしは個人とする。

- ① **会員スタートアップ**  
創業（第2創業含む）後10年未満の中小企業のうち、本事業が提供するモデル事業創出プログラム受講を経た企業及びパートナーからの推薦または自薦による申込に基づき採択された企業
- ② **モデル事業創出プログラム受講生**  
創業（第2創業含む）後10年未満の中小企業のうち、本事業が提供するモデル事業創出プログラムを受講中の企業
- ③ **パートナー**  
会員スタートアップ及びモデル事業創出プログラム受講生の育成や事業組成、その他イノベーション促進に資する様々な場面で連携する、国内外の団体
- ④ **メンター**  
主に事業組成やモデル事業創出プログラム受講生の育成、その他イノベーション促進に資する様々な場面で連携する、国内外の個人

## 一般公開用

### 第7条（入会）

本事業に参加しようとする者（以下「申込者」という。）は、一定の申請プロセスを経て、本規約の内容に同意したうえで申し込むものとする。

2 会員スタートアップ（モデル事業創出プログラム受講を経た企業を除く。）はオンライン上の様式において、募集要項（オンライン上で公開）の内容に同意したうえで申し込んだ企業のうち、会員スタートアップとして採択された企業とする。申込の形式には、パートナーからの推薦または自薦の2通りがある。

3 モデル事業創出プログラム受講生は、オンライン上の様式において、募集要項（オンライン上で公開）の内容に同意したうえで申し込んだ企業のうち、受講生として採択された企業とする。

4 パートナー及びメンターは、本事業への参画を希望する団体及び個人のうち、本事業の目的達成に資する場合に決定する。

### 第8条（本拠点並びにオンラインサロンの利用）

本拠点並びにオンラインサロンの利用者（以下「利用者」という。）は、会員を原則とする。

2 本拠点の利用者は、会員としての登録が個人の場合はその個人、企業・団体の場合はその企業・団体に属するあらかじめ登録した個人とする。

3 オンラインサロンの利用者は、会員としての登録が個人の場合はその個人、企業・団体の場合はその企業・団体に属するすべての個人とする。

4 本規約に定める会員以外であっても、本拠点並びにオンラインサロン上で開催されるイベント・セミナー等の参加要件を満たす場合には、これに参加することができる。そのほかにも、本規約第5条2①の通り、本拠点は視察・見学を受け入れることとする。また、別途定める「イベントスペース貸出規約兼使用許可申請書」を提出し認められた場合には、本拠点においてイベント・セミナー等を開催することができる。

5 本拠点の利用者は、本規約及び個別に定める「個人情報保護方針」、「コミュニティスペース利用規約」の内容に同意したうえで利用を開始すること。また、開始に際し、会員は事前に「施設利用者登録フォーム」を提出し、利用者を事前登録すること。事前登録された利用者の初回来館時には、利用者個人が「利用同意書」を提出すること。会員以外の場合は、利用者個人が都度「一時利用同意書」を提出すること。ただし、会員以外が参加要件を満たすイベント・セミナー等に参加する目的でのみ来館する場合には、この限りではない。

6 オンラインサロンの利用者は、本規約及び個別に定める「個人情報保護方針」、「オンラインサロン利用規約」の内容に同意したうえで利用を開始すること。

### 第9条（会員期限）

本事業の会員種別ごとの有効期限は、次の各号に定める期間とする。

① **会員スタートアップ（モデル事業創出プログラム受講生を含む。）**

パートナーからの推薦、または自薦による申込に基づき採択された会員の場合、事務

## 一般公開用

局より通知を受けた日から18ヵ月とする。また、モデル事業創出プログラムの受講を経た会員の場合、同プログラム開始日から18ヵ月とする。なお、特段の事情がある場合には、会員有効期限の延長・短縮について東京都が別途判断する。

### ② パートナー

特に期限は定めない。

### ③ メンター

特に期限は定めない。

## 第10条（資格）

申込者は、第7条による入会を認められ、事務局よりメールでの通知を受けた日をもって各会員としての資格を有するものとする。

## 第11条（会員の義務）

会員は、次の義務を負うものとする。

- ① 会員は、本事業で得た秘密情報を第三者に提供してはならない。
- ② 会員は、第3条の目的に鑑み、積極的に本事業の活動に参加するものとする。
- ③ 会員は、別に定める本拠点の施設利用規約を遵守するものとする
- ④ 会員は、別に定めるオンラインサロン利用規約を遵守するものとする。
- ⑤ 本事業における活動によって、知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとする。
- ⑥ 会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合又は／及び施設利用者に変更が生じた場合には、その変更から2週間以内に事務局が定める書面によりその変更内容を事務局に通知しなければならない。
- ⑦ 会員は、事務局の実施する成果ヒアリング等に協力しなければならない。

## 第12条（退会）

会員は退会の意思と理由を記した届出を事前に事務局に行くことで、任意に退会することができる。

## 第13条（参加費用）

本事業への入会費用及び本拠点やオンラインサロンの利用に関しては原則無料とする。ただし、コピー機の利用や飲料等の提供に関し、実費レベルの費用を負担する場合がある。また、イベント・セミナー等においては一部参加料（実費相当分）を徴収する有料催事も含まれる。

## 第14条（禁止事項）

会員は、本事業活動を利用して以下の行為を行ってはならない。

## 一般公開用

- ① 本規約第3条（目的）に定める目的以外での施設利用。
- ② 他の会員もしくはその他の第三者に対する、当施設を使った勧誘・斡旋行為等。
- ③ 他の会員もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為。
- ④ 他の会員もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- ⑤ 本規約、使用規約等、公序良俗、法令もしくは刑罰法規に違反し、または事務局が不適切と判断する行為。

### 第15条（会員の資格喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断し会員に通知した場合には、会員はその資格を喪失する。

- ① 本規約に違反した場合。
- ② 本事業の目的に反する行為をした場合。
- ③ 事務局から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合。
- ④ その他除名すべき正当な事由があると事務局が判断する場合。

2 資格を喪失した者は、資格喪失後1年以内に本事業の会員情報を用いて本事業と競合する活動をしてはならない。

### 第16条（免責事項）

本事業への参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、東京都及び事務局は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、東京都及び事務局は一切の責任を負わない。

### 第17条（会員サービスの終了）

東京都は、会員に事前通知をした上で、会員サービスを終了することができる。その場合には、会員サービスを終了する1カ月前までに本拠点での掲示及び公式ウェブサイトにて告知することとする。

2 東京都は、サービス提供終了の際、前項の手続きを経ることで、終了に伴う責任を免れるものとする。

### 第18条（規約の変更）

東京都は、必要に応じて本規約を変更できるものとする。

2 東京都は、本規約に変更がある場合には、その1カ月前までに本拠点での掲示及び公式ウェブサイトにて変更内容を告知することとする。

## 一般公開用

附 則この規約は、令和2年2月1日から施行する。

制改定履歴

制定 令和2年2月1日【初版】

改訂 令和2年6月17日